



広報

第859号

平成24年(2012年)2月1日

毎月1日・15日発行

編集・発行 猪名川町秘書広報室

人口 32,386人
世帯数 11,891世帯
(1月1日現在)

いながわ

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 8902

確定申告会場

対象	会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
給与所得と 年金所得	アステ川西 アステホール	2月2日(木)～2月13日(月) 午前9時30分～午後4時
譲渡所得を含む すべての相談	伊丹市立産業・ 情報センター	2月8日(水)～3月15日(木) 午前9時～午後5時 ※2月19日(日)・同26日(日) は開設します

○混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受付を締め切る場合があります。○アステ川西アステホールでは、土地や建物などを売却した所得および贈与税に関する相談は行いません。○会場へは、公共交通機関を利用してください。○作成済の申告書は、税務課でも提出できますが、税務署の收受日付印が必要な場合は、返信用封筒を同封し伊丹税務署に持参または郵送するか、上記申告会場へ持参してください。

還付申告センター

会場名	開設日時 (土・日・祝日を除く)
宝塚会場 阪急「逆瀬川」駅前 アピアホール	2月15日(水)まで 午前9時30分～午後4時
J R北新地駅前会場 J R「北新地」駅東改札口すぐ 大阪駅前第2第3ビル間地下歩道	2月29日(水)まで 午前9時30分～午後4時

●町・県民税の申告●

町・県民税は国税である所得税とは別に、前年1年間の所得にかる地方税です。所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告は必要ありませんが、確定申告をしていない人や確定申告の必要がない人でも、次の場合は、町・県民税の申告が必要です。

○平成24年1月1日現在、町内に住んでいる人

▼町内に事業所や家屋敷のある人
昨年1月に町・県民税の申告をした人など申告が必要と思われる人は、申告書を送付しています。申告書を受け取られた人で平成23年中に所得がなかった人は、申告書の提出は不要です。

ただし、次のような場合は所得がなくとも申告書を出してください。

①町・県民税の課税(所得)証明書が必要な人(融資、奨学金、健康保険の扶養確認、公営住宅の入居などに必要) ②国民健康保険に加入されている人 ③国民年金の減免申請などをされている人 ④後期高齢者医療制度の該当者

町・県民税の申告は3月15日(土・日・祝日除く)まで次の会場などで受付できます(上表の確定申告会場などでは受付できません)。

▼会場 税務課、日生・六瀬住民センター(日生・六瀬住民センターは受付のみ)

▼時間 午前8時45分～午後5時30分

税の申告はお早めに

●申告書を作成するとき
国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」を利用すると税額などが自動計算され、申告書などが作成できますので、印刷して提出することができます。

平成23年分の確定申告会場がアステ川西と伊丹市立産業・情報センターに設けられます。また、町・県民税の申告は、税務課で受付します。期限の間際は混雑が予想されますので、早めに済ませましょう。

また、電子申告(e-Tax)を利用して提出することもできます。自分で計算をする場合に使うと便利な「所得税の確定申告の手引」や申告書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

期限間近になると、申告会場は大変混雑することが予想されます。申告書は自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。申告書は、郵便や信書便で提出することもできます。

▼給与を1カ所から受けている、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

▼給与を2カ所以上から受けている、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

▼事業所得や不動産所得、公的年金などの雑所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人など

●確定申告をすれば所得税が還付される人

給与所得者などで、所得税

●公的年金等を受給されている人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。

ネットで申告 e-Tax

- 最高4,000円の税額控除が受けられる
- 添付書類の提出を省略可
- 還付がスピーディー
- 24時間いつでも利用可能

住基カードで確定申告

住民基本台帳カード(以下「住基カード」)に「公的個人認証サービス」の電子証明書を登録すると、住基カードを使って自宅のパソコンからインターネットで所得税の確定申告(e-Tax)・国税電子申告・納税システムなどの行政手続を行うことができます(別途、公的個人認証サービスの手続(手数料500円)とパソコンに接続するICカードリーダーライターの用意が必要)。

住基カード取得と公的個人認証サービスの手続は、住民保険課で行っています(新たに住基カードを取得される場合、住基カード手数料500円と公的個人認証サービス手数料500円が必要)。

▼申込・問合せ 住民保険課(☎766・8700)

町・県民税の主な改正点(平成24年度から適用分)

扶養控除などを
見直しています

同居特別障害者加算の特例措置の改正

年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の人)に対する扶養控除が廃止されました。

特定扶養親族の範囲の変更

年齢16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

寄付金税額控除の見直し

寄付金税額控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられました。

問合せ

◎所得税・贈与税・消費税Ⅱ伊丹税務署(☎779・6121、伊丹市千僧1-47-13)
◎町・県民税Ⅱ税務課(☎766・8702)